

カノミナミ後援会規約

(名称・目的)

第1条 本会は、カノミナミ後援会(以下「本会」という)と称する。

第2条 本会は、フェンシングの競技選手である狩野愛巳さん(以下「狩野選手」という)への物心両面での支援とフェンシングの理解、振興を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①狩野選手が国内外で開催される競技大会へ出場し、活躍できるよう応援する。
- ②前項の事業を実現するため、海外渡航費(諸滞在費および一親等以内の親族の海外渡航費を含む)、国内交通費、大会参加費、強化費(フィジカル・メンタルトレーニングおよびケア費用並びにナショナルトレーニングセンターの食事代その他これらに付随する費用を指す)および道具(消耗品)代の援助を行う。
- ③狩野選手を囲む激励会または報告会を開催する。
- ④狩野選手の活動などを定期的に紹介するホームページの開設を行う。
- ⑤狩野選手を支援するための会費、募金および助成金等の募集活動を行う。
- ⑥その他本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

(期間)

第4条 本会の期間は、狩野選手がフェンシング選手として現役で活動する期間とする。

(会員・年会費・募金・助成金)

第5条 本会の会員種別と年会費は次の2種類とする。

- ①個人会員 2,000円(1口)以上
- ②法人・団体会員 10,000円(1口)以上

その他、会員・非会員を問わず、募金、助成金等を随時受け付けることとする。

第6条 会員になろうとする個人または法人・団体は、入会申込書に必要事項を記入の上、会費を納入する。なお、年会費は月割りしない。

第7条 既に納入した会費、募金、助成金等は返還しない。

(会計)

第8条 本会活動を円滑に進めるため、専用の口座を設ける。

第9条 本会の会計・事業年度は、1月1日から始まり、12月31日に終わる。

第10条 本会の決算は、ホームページで会員へ報告するものとする。

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 1名
3. 事務局 1名以上(うち1名は事務局長)
4. 会 計 1名以上
5. 監 事 2名

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第13条 役員の選任は、役員会において決定する。

第14条 役員は無報酬とする。

(会議)

第15条 役員会は役員をもって構成し、通常役員会および臨時役員会とする。通常役員会は、会計・事業年度始めに開催する。臨時役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第16条 役員会は、会長が招集する。

第17条 役員会は、事業計画案、予算案、役員改正案を議決し、円滑な事業運営を行う。

第18条 本会の議決案件は、役員会において出席者の過半数をもって決し、ホームページで会員へ報告する。

第19条 本規約の施行にあたり、細部の規定が必要な場合は、別に細則を定めることができる。

(付 則)

1. 本規約は、平成27年8月1日より施行する。
2. 事務局は次の場所におく。
仙台市青葉区荒巻本沢三丁目9番18号 狩野恵税理士事務所内

(個人情報の保護)

個人情報の保護に関する法律に基づき、本会の運営上取得した会員の個人情報については、本会の運営以外には公開しないものとする。